

中央区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱

19中総経第170号

平成20年1月10日

(目的)

第1条 この要綱は、中央区（以下「区」という。）が発注する工事において、工事価格、施工能力、企業の地域貢献等を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「施工能力等審査型総合評価方式」という。）により入札を行うことにより、安定的な品質確保、不良不適格企業の参入防止及び地域社会に貢献している企業等の受注機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 1級技術者 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号イに該当する者をいう。
- 二 2級技術者 建設業法第27条第1項に規定する技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外のものをいう。
- 三 その他の技術者 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者及び2級技術者以外のものをいう。
- 四 CORINS 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービスをいう。
- 五 工事成績点 区の発注工事における過去の中央区工事成績評定要綱（平成20年3月31日19中土道第231号）第9条に規定する工事成績評定報告書の総評価点をいう。
- 六 失格基準価格 予定価格の100分の92から100分の75までの範囲内で対象工事ごとに区長が定める額をいう。

(対象工事)

第3条 施工能力等審査型総合評価方式の対象工事は、原則として予定価格が3千5百万円以上の工事とする。ただし、建設共同企業体発注工事を除く。

- 2 区長は、前項の対象工事について工事主管課と総務部経理課とが協議した結果を踏まえ、決定するものとする。

(学識経験者への意見の聴取)

第4条 区長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項について、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- 一 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- 二 落札者を決定しようとするときに、改めて意見聴取を行う必要の有無

- 2 区長は、前項第2号に掲げる事項に係る意見聴取の結果、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、あらかじめ、予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みについて、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに、2人以上

の学識経験者に意見を聴かなければならない。

(施工能力等審査型総合評価方式における入札方式)

第5条 施工能力等審査型総合評価方式の入札は、制限付き一般競争入札によるものとする。

(入札参加の制限)

第5条の2 発注工事の公表日(以下「公表日」という。)の属する年度及び前3年度内に完了した工事のうち、公表日から最も近い日に完了した工事(以下「直近工事」という。)の工事成績点が60点未満であった施工者は、施工能力等審査型総合評価方式の入札への参加を認めないものとする。

(評価の方法)

第6条 施工能力等審査型総合評価方式の評価は、価格点、施工能力評価点及び企業の地域貢献等評価点を合計した評価値による。

2 価格点の満点は30点とし、次に掲げる算式により算定する。

$$30 \times (\text{予定価格} - \text{入札価格}) / (\text{予定価格} - \text{失格基準価格})$$

3 施工能力評価点の算定は、工事成績評価点、配置予定技術者の資格点及び配置予定技術者の実績点の合計によるものとする。

4 施工能力評価点の満点は25点とし、評価項目の点数配分は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める点数とする。

一 工事成績評価点 20点

二 配置予定技術者の資格点 3点

三 配置予定技術者の実績点 2点

5 企業の地域貢献等評価点の満点は7点とし、第8条の2第2項各号及び第3項各号に掲げる評価項目の評価点の合計によるものとする。

(工事成績評価点の算定方法)

第7条 工事成績評価点は、次の表の左欄に掲げる工事成績点の平均の区分に応じて、同表の右欄に定める評価点とする。

工事成績点の平均	工事成績評価点
0点以上59点	0
60点	1
61点	1.5
62点	2
63点	2.5
64点	3
65点	3.5
66点	4
67点	5
68点	6
69点	7
70点	8
71点	9

72点	10
73点	11
74点	12
75点	13
76点	14
77点	15
78点	16
79点	17
80点	18
81点	18.1
82点	18.2
83点	18.3
84点	18.4
85点	18.5
86点	18.6
87点	18.7
88点	18.8
89点	18.9
90点	19
91点	19.1
92点	19.2
93点	19.3
94点	19.4
95点	19.5
96点	19.6
97点	19.7
98点	19.8
99点	19.9
100点	20

2 工事成績点の平均は、公表日の属する年度及び前3年度内に完了した工事のうち、直近3件までのものに係る工事成績点の平均とする。ただし、直近工事の件数が2件の場合は2件の平均とし、直近工事の件数が1件の場合はその工事成績点とし、完了した工事の実績のない場合は工事成績点を0点として算定するものとする。

3 工事成績評価点の算定の対象工事は、中央区建設工事等競争入札参加資格の業種区分で発注工事と同一の業種とすることを原則とし、当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、区長が起工時に指定する。

(配置予定技術者の資格点及び実績点の算定方法)

第8条 配置予定技術者の資格点及び実績点は、配置予定技術者の資格と実績について、次のとおり算定するものとする。

一 配置予定技術者の資格点は3点満点とし、配置予定技術者が当該発注工事の建設業法上の業種と同種の業種に係る1級技術者の場合に3点、2級技術者の場合に2点、その他の技術者の場合に1点とする。この場合において、配置予定技術者が同種の複数の資格を持つときは、上位の資格一つについてのみ評価する。

二 配置予定技術者の実績点は2点満点とし、配置予定技術者が同種工事（CORINSの工事区分で当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものを、起工時に指定するものをいう。）について監理技術者として関わった場合に2点、主任技術者として関わった場合に1.5点、担当技術者又は現場代理人として関わった場合に1点、類似工事（CORINSの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に指定するものをいう。）について監理技術者として関わった場合に1.5点、主任技術者として関わった場合に1点、担当技術者又は現場代理人として関わった場合に0.5点とする。

2 配置予定技術者の実績点は、CORINSに登録されたデータから算定する。

（企業の地域貢献等評価点）

第8条の2 企業の地域貢献等評価点は、次項に規定する地域貢献評価点の合計点と第3項に規定する社会貢献評価点の合計点とを合算した点数とする。

2 地域貢献評価点は、申請時点において、次の各号に掲げる評価点の区分に応じ当該各号に掲げる場合に該当したときにそれぞれ1点とする。

一 地域団体加入点 区の区域内（以下「区内」という。）の町会若しくは自治会に加入している場合又は中央区商店街連合会若しくは中央区工業団体連合会に加入している場合

二 防災協力点 災害時における応急対策活動に関する協定を区と締結している場合又は区内の消防団若しくは中央区帰宅困難者支援施設運営協議会に加入している場合

三 営業拠点の所在地点 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において、入札参加資格で本店所在地が区内として登録されている場合

3 社会貢献評価点は、申請時点において、次の各号に掲げる評価点の区分に応じ、当該各号に掲げる場合に該当したときにそれぞれ1点とする。

一 障害者雇用点 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第2項に規定する障害者雇用率を超える障害者雇用を行っている場合

二 高齢者雇用点 中央区高齢者雇用企業奨励金交付要綱（平成20年4月1日20中福高第1号）の規定に基づく中央区高齢者雇用企業奨励金の交付を受けたことがあり、当該交付の対象となった高齢者を継続して雇用している場合又は就業規則等により、65歳以上への定年の引上げ、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入若しくは定年の定め廃止を実施している場合

三 環境配慮点 中央区版二酸化炭素排出抑制システム実施要綱（平成21年3月31日20中環環第366号）別表第5に定める特典を受けることができる場合又は区内の事業所がISO14001シリーズ、エコアクション21、エコステージ（ステージ2以上に限る。）若しくはKES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2以上に限る。）の認証を取得している場合

四 ワークライフバランス配慮点 中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業等認定事業要

綱（平成21年9月1日21中総総第848号）の規定に基づく認定企業に認定されている場合、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）又は東京都いきいき職場推進事業実施要綱（平成20年3月31日19産労雇用第944号）の規定に基づく認定企業に認定されている場合

（落札者の決定方法）

第9条 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、第6条第1項の評価値（以下「評価値」という。）の最も高いものを落札者とする。ただし、低入札価格調査制度の対象工事については、中央区低入札価格調査制度運用要綱（平成13年6月4日13中総経第67号）に基づく審査を行い、落札者を決定する。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

（公表事項）

第10条 区長は、施工能力等審査型総合評価方式を行おうとするときは、発注工事の公表において、次に掲げる事項について具体的に明示するものとする。

- 一 施工能力等審査型総合評価方式の対象工事であること。
- 二 資料の様式及び提出方法
- 三 価格点の評価方法
- 四 施工能力評価点の評価項目及び評価方法
- 五 企業の地域貢献等評価点の評価項目及び評価方法
- 六 施工能力等審査型総合評価方式の方法及び落札者の決定方法
- 七 資料の提出後においては、原則として当該資料に記載された内容の変更を認めないこと。
- 八 提出した資料に記載された配置予定技術者は原則として変更できないこと。

（資料の提出等）

第11条 入札参加希望者は、電子調達サービスによる一般競争入札参加資格確認申請書の提出後に、公表事項に基づき、指定の期日までに施工能力評価点申告書、地域貢献等評価点申告書、工事成績評定通知書、配置予定技術者の保有資格等の必要な資料を提出するものとする。

（価格点等の審査）

第12条 価格点、施工能力評価点及び企業の地域貢献等評価点の審査に当たっては、公表事項において区が示した評価方法により評価するものとする。

（委任）

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月10日から施行する。

附 則（平成21年4月1日21中総経第29号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日22中総経第40号）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の中央区施工能力等審査型総合評価方式試行要綱第5条の2の規定による工事成績点の対象となる工事は、平成19年度以後に完了した工事から適用する。

附 則（平成23年4月4日23中総経第28号）

- 1 この要綱は、平成23年4月4日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告される第3条第1項に規定する工事について適用し、同日前に公告された第3条第1項に規定する工事については、なお、従前の例による。

附 則（平成28年1月15日27中総経第168号）

- 1 この要綱は、平成28年2月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱第8条第1項第2号の規定は、この要綱の施行の日以後に公告される工事について適用し、同日前に公告された工事については、なお、従前の例による。

附 則（平成29年3月1日28中総経第336号）

- 1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告される工事について適用し、同日前に公告された工事については、なお、従前の例による。

附 則（令和5年3月31日4中総経第353号）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告される工事について適用し、同日前に公告された工事については、なお、従前の例による。

附 則（令和8年6月30日8中総経第652号）

- 1 この要綱は、令和8年6月30日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告される工事について適用し、同日前に公告された工事については、なお、従前の例による。